

関西外国語大学大学院学則

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 本大学院は、本学の目的使命に則り、高度にして専門的な学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて、文化の進展に寄与することを目的とする。

(自己点検・評価等)

第 1 条の 2 本大学院は、その教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、学校教育法（以下「法」という。）第 6 9 条の 3 第 1 項に規定する教育研究等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の点検及び評価を行うにあたっての項目の設定、実施体制等については別に定める。

(認証評価機関による評価)

第 1 条の 3 本大学院は、前条の措置に加え、法第 6 9 条の 3 第 2 項に規定する認証評価機関による認証評価を受けるものとする。

2 認証評価は、7 年以内の期間ごとに、適切な時期を設定して受けることとする。

3 認証評価を受けるときの認証評価機関は、受けるたびごとに、適切な機関を選定するものとする。

第 2 章 組織及び修業年限

(研 究 科)

第 2 条 本大学院に外国語学研究科（以下「研究科」という。）を置く。

第 3 条 研究科に博士課程を置き、前期 2 年及び後期 3 年の課程に区分し、前期 2 年の課程は修士課程として取扱う。

2 博士課程の後期 3 年の課程（以下「博士課程（後期）」という。）は、専攻分野について研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

3 博士課程の前期 2 年の課程（以下「博士課程（前期）」という。）は、次に掲げる二つの目的に区分し、この学則に基づく授業科目、履修方法及び研究指導を基本にして、別に定める授業内容等の特化により目的の達成に努める。

(1) 博士課程（後期）と一貫した教育及び研究指導を行い、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力の基盤を養うこと。

(2) 広い視野に立った精深な学識を授け、中等学校英語教員、通訳・翻訳業、ビジネス界において外国語を高度に駆使する専門的業務に従事する者等に必要なる卓越した専門的能力を培うこと。

(専 攻)

第 4 条 研究科に次の専攻を置く。

外国語学研究科 英語学専攻
言語文化専攻

(修業年限)

- 第 5 条 博士課程の修業年限は、標準5年とする。
- 2 博士課程（前期）の修業年限については、標準2年とする。
- 3 博士課程（前期）に4年、博士課程（後期）に6年を超えて在籍することは認めない。

第 3 章 学年、学期及び休業日

- 第 6 条 学年、学期及び休業日については、関西外国語大学学則第4条及び第5条の規定を準用する。

(入学定員)

- 第 7 条 研究科専攻の学生定員は、次のとおりとする。

外国語学研究科	専攻	博士課程（前期）		博士課程（後期）	
		入学定員	総定員	入学定員	総定員
	英語学専攻	15名	30名	3名	9名
	言語文化専攻	20名	40名	3名	9名

第 4 章 授業科目、単位及び履修方法

(授業科目)

- 第 8 条 研究科の専攻授業科目及び単位数は、別表のとおりとする。
- 2 授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、関西外国語大学学則第13条第1号から第3号に掲げる基準を準用して単位数を計算するものとする。

(履修方法)

- 第 9 条 博士課程（前期）で修了する者は、専攻科目から16単位以上で合計30単位以上履修しなければならない。
- 2 博士課程（後期）においては、原則として、科目の履修は課せられない。ただし、博士論文の作成との関連等を配慮して、指導教授が特に必要と認めるときは、別表2又は別表3に掲げるもののうちから16単位を上限として、指導教授の指定する単位数を必修しなければならない。
- 3 学生は履修する授業科目の選択にあたっては、あらかじめ指導教授の指導を受けなければならない。
- 4 研究科において必要があると認めるときは、学部の授業を履修させることができる。
- 5 博士課程（前期）及び博士課程（後期）における授業科目の履修単位は、筆記又は口頭試験若しくは研究報告により認定するものとする。
- 6 各授業科目の試験又は研究報告の成績は、優・良・可及び不可とし、優・良・可を合格とする。
- 7 各履修授業科目の認定は、学期末又は学年末に行うものとする。
- 第 10 条 前条に定めるもののほか、授業科目の履修について必要な事項は、大学院委員会がこれを定める。

(修士課程の修了要件)

- 第 11 条 修士の学位を得ようとする者は、博士課程（前期）に2年以上在学し、第9条第1項に定める30単位以上を修得し、必要な研究指導を受けた上、本大学院の行う修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審

査及び最終試験に合格しなければならない。ただし、優れた業績を上げた者の在学期間に関しては、本大学院に1年以上在学すれば足りるものとする。

(博士課程の修了要件)

第11条の2 博士の学位を得ようとする者は、本大学院に5年(博士課程(前期)に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。)以上在学し、博士課程(前期)で修得した単位を含め30単位(第9条第2項の規定により指定された単位があるときは、その単位数を加えた単位)以上を修得し、必要な研究指導を受けた上、本大学院の行う博士論文の審査及び最終試験に合格しなければならない。ただし、優れた研究業績を上げた者の在学期間に関しては、本大学院に3年(博士課程(前期)における在学期間を含む。)以上在学すれば足りるものとする。

2 前条ただし書の規定による在学期間をもって本大学院博士課程(前期)を修了した者が、博士の学位を得ようとする場合は、博士課程(前期)における在学期間に3年を加えた期間以上本大学院に在学し、前項に定める単位を修得し、必要な研究指導を受けた上、本大学院の行う博士論文の審査及び最終試験に合格しなければならない。ただし、優れた研究業績を上げた者の在学期間に関しては、本大学院に3年(博士課程(前期)における在学期間を含む。)以上在学すれば足りるものとする。

3 本大学院博士課程(前期)以外から第17条第2項の規定に該当して博士課程(後期)に入学した者が、博士の学位を得ようとする場合は、本大学院に3年(法科大学院の課程を修了した者にあつては、2年)以上在学し、必要な研究指導を受けた上、本大学院の行う博士論文の審査及び最終試験に合格しなければならない。ただし、第9条第2項の規定により指定された単位があるときは、その単位数を修得しなければならない。また、優れた研究業績を上げた者の在学期間に関しては、本大学院に1年(標準修業年限が1年以上2年未満の修士課程若しくは専門職学位課程を修了した者又は優れた業績を上げたことにより1年以上2年未満の在学中で修士課程を修了した者にあつては、3年から当該1年以上2年未満の期間を減じた期間)以上在学すれば足りるものとする。

(論文の作成・提出・審査並びに最終試験)

第12条 修士の学位論文は、本大学院博士課程(前期)に1年以上在学し、20単位以上を修得した者がこれを作成し、指定の期日までに提出するものとする。

2 博士の学位論文は、本大学院博士課程(後期)を1年以内に修了する見込の者がこれを作成し、指定の期日までに提出するものとする。

3 論文の審査及び最終試験については、本学学位規程の定めるところによる。

第5章 学位の授与

(学位の授与)

第13条 本大学院において、研究科の博士課程(前期)を修了した者には修士の学位を、博士課程(後期)を修了した者には博士の学位を授与する。

2 学位を授与するに当っては、専攻分野を付記するものとする。

3 本大学院は、別に定める本学学位規程により博士課程を経ることなくして博士の学位論文を提出する者には、博士課程(後期)における学位授与の方法に準じて学位を授与する。

第 6 章 教員免許状

(免許状)

第 14 条 博士課程（前期）に、教員免許状（以下「免許状」という。）授与の所要資格を得させるための課程を置く。

2 本外国語学研究科において取得できる免許状は、次のとおりとする。

専攻名	免許状の種類
英語学専攻（前期）	中学校教諭専修免許状（英語） 高等学校教諭専修免許状（英語）

第 15 条 免許状を得ようとする者は、学則第 13 条に定める資格を取得するとともに、教育職員免許法及び同法施行規則により、別表(4)に定める教科に関する科目から 24 単位以上を取得しなければならない。

2 前項により免許状を得ようとする者は、次の所要資格を有するものに限る。

中学校教諭一種免許状（英語）
高等学校教諭一種免許状（英語）

第 7 章 入学・休学・退学・留学・除籍・再入学・他の大学院における授業科目の履修

(入学の時期)

第 16 条 入学の時期は、毎年 4 月とする。ただし、あらかじめ志願する者については、9 月とすることができる。

(入学資格)

第 17 条 博士課程（前期）に入学することのできる者は、次の各号の 1 つに該当する者とする。

- (1) 法第 52 条に定める大学を卒業した者
- (2) 法第 68 条の 2 第 4 項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において学校教育における 16 年の課程を修了し、又は外国の学校が行う通信教育により当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了した者
- (4) 外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度で位置付けられて我が国に置かれている教育施設であって、文部科学大臣が指定するものの当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の専門課程（修業年限が 4 年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 本大学院において、大学に 3 年以上在学し、所定の単位を優れた成績をもって修得したと認められた者
- (8) 本大学院において、別に定める個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、22 歳に達したもの
- (9) 本大学院において、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

2 博士課程（後期）に入学することのできる者は、次の各号の 1 つに該当する者とする。

- (1) 修士の学位又は専門職学位を有する者
- (2) 外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与され、又は外国の学校が行う通信教育により修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (3) 外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度で位置付けられて我が国に置かれてい

る教育施設であつて、文部科学大臣が指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

(4) 文部科学大臣の指定した者

(5) 本大学院において、別に定める個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達したもの

(6) 本大学院において、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者

(入学志願の手続)

第18条 入学志願者は、所定の入学志願書に必要書類を添付し、指定の期日までに提出するものとする。

(入学者の決定)

第19条 入学志願者に対し、学力試験、口答試験、その他出身大学長の提出する成績、調査書等を総合して入学者を決定する。

(入学手続)

第20条 入学を許可された者は、指定された期日までに学費、誓約書及び所定の書類を添えて入学手続を完了しなければならない。なお、手続については別に定める。

(休学、退学)

第21条 病気その他やむを得ない事情のため長期にわたって学修することができない者は、その事実を証明する書類を添えて、保証人連署の上、学長に願出、その許可を得て休学し、又は退学することができる。

2 休学期間は当該年度内とし、博士課程（前期）は1回、博士課程（後期）は1回とする。

3 休学期間は、在学期間に算入しない。

(再入学)

第21条の2 第21条第1項により退学した者で2年以内に本人の願出により再入学を希望する者がある場合は、大学院委員会の議を経て、学長が入学を許可することができる。

(留 学)

第22条 在学中に留学しようとする者は、大学院委員会の議を経て、学長がこれを許可する。

2 前項の留学は、大学間相互の協議に基づき本学が教育上有益と認めた場合に限るものとする。この場合、1年間に限って本学の在学年限に算入し、かつ博士課程においては10単位までを本学において修得したものと認定することがある。

3 この場合、留学中でも学費を納入しなければならない。

(他の大学院における授業科目の履修)

第23条 在学中に他の大学院における授業科目の履修を希望する者については、大学院委員会の議を経て、学長がこれを許可する。

2 前項の履修により修得した単位について、教育上有益であると大学院委員会が判断した場合には、本学において修得したものと認定することができる。

3 前項により認定する単位数は、前条第2項により認定する単位数と合わせて10単位を超えないものとする。

4 前3項に定めるもののほか、他の大学院における授業科目の履修に関し、必要な事項は別に定める。

(除 籍)

第24条 次の各号の1つに該当する者は、大学院委員会の議を経て、学長が除籍する。

(1) 授業料の納付の義務を怠る者

- (2) 病気その他の事故により成業の見込みのない者
- (3) 在籍年限を経過してなお修了に必要な単位を取得できない者
- (4) 行方不明者

(単位取得者の在学)

第 25 条 博士課程（後期）に所定の期間在学し、所定の単位を取得した者は、学年度末までに論文計画書を提出し、大学院委員会の承認を受けなければ引き続き在学することができない。

(博士課程後期の再入学)

第 26 条 博士課程（後期）に所定の期間在学し、所定の単位を修得し退学した者で再入学を希望する者がある場合は、大学院委員会の議を経て、学長が入学を許可することができる。

- 2 前項により再入学を希望する者は、退学後 3 年以内に、論文計画書を付し願出しなければならない。
- 3 再入学後の在学期間は、退学前の在学年数を通算して第 5 条第 3 項に規定する修業年限を超えることはできない。

第 8 章 学 費 等

(学 費)

第 27 条 学費は、次のとおりとする。

	入学検定料	入 学 金	授 業 料	教育充実費
博士課程（前期）	30,000 円	250,000 円	各年次 500,000 円	150,000 円
博士課程（後期）	30,000 円	250,000 円	各年次 500,000 円	150,000 円

ただし、本学の学部から本前期課程に入学する者の入学金については、150,000 円とする。また、本前期課程から本後期課程に進学する者については、入学金を徴収しない。

- 2 前項に規定するもののほか、教育に必要な費用を徴収することがある。これらの納入方法については、別に定めるところによる。

第 27 条の 2 第 25 条の規定により在学する者及び第 26 条の規定により再入学した者の学費は、別に定めるところによる。

第 28 条 入学を許可された者は、指定の期日までに入学金及び授業料等を納めなければならない。

第 29 条 授業料は、欠席又は停学中であってもこれを減免しない。

第 30 条 授業料は、第 21 条によって休学した者に限り、次学期以降の分納額を徴収しない。

ただし、中途退学した者は、その学期の授業料を納めなければならない。

第 31 条 退学又は除籍の者であっても、既納の学費は返さない。

第 32 条 正当な事由により授業料の納入を延期しなければならないときは、その理由を納期日までに願出を受けなければならない。願出なくして滞納 30 日におよぶ者は、除籍する。

第 33 条 既納の納付金は、原則として返さないものとする。

- 2 在籍する学期前にその期分の授業料及び教育充実費を前納していた場合で、その期が至る前に入学を辞退し、又は退学若しくは休学を願出たときについては、別に定めるところによる。

第 9 章 科目等履修生・特別聴講学生・外国人留学生

(科目等履修生)

第 34 条 特定の授業科目を履修することを希望する者があるときは、本大学院の教育研究に支障のない限り、選考の上、科目等履修生として履修を許可することがある。

第 34 条の 2 科目等履修生として入学を許可された者は、所定の期間内に登録料を納めなければならない。登録料は、次のとおりとする。

登 録 料 10,000 円

2 授業料については、別に定める。

第 35 条 科目等履修生が、その履修した科目について試験を受け合格した場合には、単位を与えることができる。

第 35 条の 2 第 34 条、第 34 条の 2 及び第 35 条に定めるもののほか、科目等履修生について必要な事項は、別に定める。

(特別聴講学生)

第 36 条 他大学院学生で、本大学院の特定授業科目について聴講を希望する者があるときは、大学院相互の協議の上、特別聴講学生として許可することがある。

第 37 条 特別聴講学生には、その履修した授業科目について、試験を受け合格した場合には、単位を与えることができる。

第 37 条の 2 第 36 条及び第 37 条に定めるもののほか、特別聴講学生について必要な事項は、別に定める。

(外国人留学生)

第 38 条 第 17 条に規定する入学資格を有し、外国公館の証明ある外国人留学生は、選考の上、入学を許可することがある。

2 外国人留学生について必要な事項は、別に定める。

第 10 章 賞 罰

(表 彰)

第 39 条 学生でよくその本分を尽くし、学力優秀、品行方正で他の学生の模範となる者は表彰する。

(懲 戒)

第 40 条 学生で次の各号の 1 つに該当する者は、大学院委員会の議を経て、学長が懲戒する。

懲戒処分は譴責、謹慎、停学、退学とする。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 学業成績不良で成業の見込みがないと認められる者

(3) 正当の理由がなく出席常でない者

(4) 本学の規則命令に背き、学校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

第 11 章 職 員 組 織

(組 織)

第 41 条 本大学院に次の教職員を置く。

(1) 学長、副学長、研究科長

- (2) 教授、准教授、講師
- (3) 事務職員

第12章 運営組織

(大学院委員会)

- 第42条 本大学院に大学院委員会（以下「委員会」という。）を置く。
- 2 大学院委員会委員長は、学長がこれにあたる。
 - 3 委員会は、委員長がこれを招集し、その議長となる。
 - 4 委員会は、学長、副学長、研究科長及び専攻における主要科目担当の教授若干名をもって組織する。ただし、委員長が必要であると認めた場合は、その他の職員を加えることができる。
 - 5 委員会は、委員の3分の2以上の出席によって成立する。

(委員会の審議事項)

- 第43条 大学院委員会は、次の事項を審議する。
- (1) 大学院学則及び諸規程の変更に関する事項
 - (2) 大学院教員の審査に関する事項
 - (3) 学位の授与に関する事項
 - (4) 学生の入学、休学、留学、復学、再入学、退学に関する事項
 - (5) 学生の懲戒処分に関する事項
 - (6) その他大学院に関して学長が諮問する重要事項

第13章 図書館学術情報センター、研究施設

(図書館学術情報センター)

- 第44条 本大学図書館学術情報センターに関する規程を大学院に準用する。

(研究施設)

- 第45条 本大学院に院生研究室を設ける。
- 2 院生研究室に関する細則は、別に定める。
- 第46条 学部の施設、設備は、大学院院生の研究達成のために用いることができる。

第14章 その他

- 第47条 本大学院学則に定めるもののほか、本大学学則及びその他の規則を原則として適用するものとする。

附 則

本大学院学則は、昭和48年4月1日から施行する。

改正	昭和49年4月1日	昭和53年4月1日
	昭和51年4月1日	昭和54年4月1日

昭和55年4月1日
昭和56年4月1日
昭和57年4月1日
昭和59年4月1日
昭和60年4月1日
昭和63年4月1日
平成元年4月1日
平成2年4月1日
平成3年9月15日

平成4年4月1日
平成5年4月1日
平成10年4月1日
平成11年4月1日
平成12年4月1日
平成13年4月1日
平成15年4月1日
平成16年4月1日
平成17年12月1日

附 則

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

別表1 博士課程（前期）

専攻	授 業 科 目	単位数		備 考
		必修	選択	
英 語 学 専 攻	英語学研究	4	4	1 修得すべき単位数は専攻科目16単位以上を含め30単位以上。 2 単位修得については指導教授の指導によるものとする。
	英語学演習Ⅰ	4	4	
	英語学演習Ⅱ		4	
	英米文学研究		4	
	英米文学演習Ⅰ		4	
	英米文学演習Ⅱ		4	
	英米文化研究		4	
	英語学特別研究		2	
	英米文学特別研究		2	
	英米文化特別研究		2	
言 語 文 化 専 攻	言語文化研究1（ロマンス語系）			1 修得すべき単位数は専攻科目16単位以上を含め30単位以上。ただし、言語文化研究（講義・演習）1・2・3・4の4語系から1語系を選択し必修とする。 2 単位修得については指導教授の指導によるものとする。
	〃 講義	4	4	
	〃 演習Ⅰ	4	4	
	〃 演習Ⅱ		4	
	〃 特別研究		2	
	言語文化研究2（ゲルマン語系）			
	〃 講義	4	4	
	〃 演習	4	4	
	〃 特別研究		2	
	言語文化研究3（アジア語系）			
	〃 講義	4	4	
	〃 演習Ⅰ	4	4	
	〃 演習Ⅱ		4	
	〃 特別研究		2	
	言語文化研究4（ケルト語系）			
	〃 講義	4	4	
	〃 演習	4	4	
	〃 特別研究		2	
	言語学理論研究		4	
	言語学史研究		4	
	言語学特別研究		2	
	文化人類学研究		4	
文化人類学特別研究		2		
比較文化研究Ⅰ（思想・文学）		4		
比較文化研究Ⅱ（政治・法学）		4		
比較文化研究Ⅲ（歴史学）		4		
比較文化研究Ⅳ（民族・文化）		4		
比較文化特別研究		2		

専攻	授業科目	単位数			備考
		必修	選択	自由	
共通 関 連 科 目	古 典 語				
	ギリシア語			2	
	ラテン語			2	
	研 究 語 学				
	ゲルマン語				
	ドイツ語			2	
	北 欧 諸 語				
	アイスランド語			2	
	デンマーク語			2	
	スウェーデン語			2	
	ロマンズ語				
	フランス語			2	
	スペイン語			2	
	ヒンディ語			2	
	スワヒリ語			2	
	フィンランド語			2	
	ハンガリー語			2	
	中 国 語			2	
	ロシア語			2	
	言語学特殊研究		4		
音声学特殊研究		4			
音韻論特殊研究		4			
外国語教授法研究		4			
外国語教授法演習		4			
外国語教授法特別研究		2			
比較文化研究Ⅴ(総合①)		4			
比較文化研究Ⅵ(総合②)		4			

別表2 博士課程（後期）

専攻	授 業 科 目	単位数	備 考
英 語 学 専 攻	英語学特殊研究Ⅰ (15世紀以前)	講義 4 演習 2	1 単位履修については、指導教授の指導によるものとする。 2 特別演習は、博士課程（後期）において、博士論文作成上特に必要があると認め、指導教授が適切な教員に依頼して、インディペンデント・スタディの形で行われる場合に対応する科目とする。
	英語学特殊研究Ⅱ (16世紀以後)	講義 4 演習 2	
	英語学特殊研究Ⅲ (現代英文法)	4	
	英語音声学及び 音韻論特殊研究	4	
	英語表現論特殊研究	4	
	英米文学特殊研究Ⅰ	4	
	英米文学特殊研究Ⅱ	4	
	特 別 演 習	2	

別表3 博士課程（後期）

専攻	授 業 科 目	単位数	備 考
言 語 文 化 専 攻	言語理論特殊研究	講義 4 演習 2	1 単位履修については、指導教授の指導によるものとする。 2 特別演習は、博士課程（後期）において、博士論文作成上特に必要があると認め、指導教授が適切な教員に依頼して、インディペンデント・スタディの形で行われる場合に対応する科目とする。
	言語学史特殊研究	講義 4 演習 2	
	言語文化特殊研究Ⅰ (ロマンス語系)	講義 4 演習 2	
	言語文化特殊研究Ⅱ (ゲルマン語系)	講義 4 演習 2	
	言語文化特殊研究Ⅲ (アジア語系)	講義 4 演習 2	
	言語文化特殊研究Ⅳ (ウラル語系)	講義 4 演習 2	
	文化人類学特殊研究	4	
	比較文化特殊研究Ⅰ(思想・文学)	4	
	比較文化特殊研究Ⅱ(政治・法学)	4	
	比較文化特殊研究Ⅲ(民俗学)	4	
	比較文化特殊研究Ⅳ(東洋史)	4	
	特 別 演 習	2	

別表 4

免許状の種類 (教 科)	免許法に定める 最低修得単位数	教科に関する開設授業科目	単位数	備 考
中学校教諭 専修免許状 (英 語)	24	英 語 学 研 究	8	教科に関する開設授 業科目中から24単 位以上を修得するこ と。
高等学校教諭 専修免許状 (英 語)		英 語 学 演 習 I	8	
		英 語 学 演 習 II	4	
		英 米 文 学 研 究	4	
		英 米 文 学 演 習 I	4	
		英 米 文 学 演 習 II	4	
		英 米 文 化 研 究	4	
		言 語 学 特 殊 研 究	4	
		音 声 学 特 殊 研 究	4	
		音 韻 論 特 殊 研 究	4	
		外 国 語 教 授 法 研 究	4	
		外 国 語 教 授 法 演 習	4	
		言 語 文 化 研 究 (ゲルマン語系 英)	4	
		比 較 文 化 研 究	4	